

# 標準業務量を全面更新

基準報酬業務  
10年ぶり改定

## 直接・間接経費 直接人件費の1.1倍

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

国土交通省は21日、建築設計業務と工事監理の業務報酬基準を10年ぶりに改定した。新たに「2019年国土交通省告示第98号」として制定した業務報酬基準では、直接人件費と同額を計上していた直接経費と間接経費の合計額について、直接人件費の1.1倍に補正する係数を導入。建築物の類型別の標準業務量を定めた略算表の数値は全面的に更新した。告示に合わせ、新基準を補足する技術的助言（通知）とガイドラインもまとめた。

構造と設備に導入していた標準業務量の「難易度係数」を総合（意匠）にも導入。総合の設計業務では「特殊な敷地上的建築物」で1.05倍、「木造建築物（小規模建築物を除く）」で1.35倍の係数を乗じ、標準業務量を算出する。

# 2月1日から適用へ

## 官庁施設の積算要領改定

同日、直轄の官庁施設業務で活用する「官庁施設の設計業務等積算要領」を改定した。同日制定された新業務報酬基準を設計業務・工事監理業務の積算に反映するとともに、受注者向けに行った実態調査の結果を踏まえ、改定後の要領は、2月1日以降に入札手続きを開始する業務に適用する。

また、官庁施設の設計・工事監理業務を受注した設計事務所がアンケート調査を行い、調査結果を積算要領に反映した。例えば、改修設計の業務量の算定係数を固定値に見直すとともに、複雑な算定方法を合理化。これにより、設備の改修設計では施設規模が大きくなるほど業務量が増加することになるという。

業務報酬基準反映

日本建築士会連合会は新たに制定された業務報酬基準に関する説明会を開催する。2月12日の東京会場を皮切りに全国9都市・11会場で開くほか、説明会開催都市以外の38府県では、3月にDVD講義を行う。参加費無料で、参加申し込みは開催地の都道府県建築士会で受け付ける。

<p>本県のDVD講義は3月8日午後1時半から郡山市のビッグパレットふくしまで実施する。定員150人。申し込み・問い合わせは県建築士会 ☎024(5223) 1532まで。</p>	<p>説明会（全て2月）の日程は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▽札幌（TKP札幌駅カンファレンスセンター）26日▽仙台（宮城県建設業国民健康保険組合会館）25日▽東京1回目（新宿エルタワー）12日</li> <li>▽東京2回目（ベルサール神田）25日▽新潟（新潟県立生涯学習推進センター）26日▽名古屋（名古屋商工会議所）25日</li> <li>▽大阪1回目（大阪国際交流センター）20日▽大阪2回目（大阪国際会議場）22日</li> <li>▽広島（広島県情報プラザ）18日▽高松（高松テルサ）22日▽福岡（九州ビル）25日</li> </ul>
--	--

同日、直轄の官庁施設業務で活用する「官庁施設の設計業務等積算要領」を改定した。同日制定された新業務報酬基準を設計業務・工事監理業務の積算に反映するとともに、受注者向けに行った実態調査の結果を踏まえ、改定後の要領は、2月1日以降に入札手続きを開始する業務に適用する。

また、官庁施設の設計・工事監理業務を受注した設計事務所がアンケート調査を行い、調査結果を積算要領に反映した。例えば、改修設計の業務量の算定係数を固定値に見直すとともに、複雑な算定方法を合理化。これにより、設備の改修設計では施設規模が大きくなるほど業務量が増加することになるという。

業務報酬基準反映

日本建築士会連合会は新たに制定された業務報酬基準に関する説明会を開催する。2月12日の東京会場を皮切りに全国9都市・11会場で開くほか、説明会開催都市以外の38府県では、3月にDVD講義を行う。参加費無料で、参加申し込みは開催地の都道府県建築士会で受け付ける。